

公益社団法人 日本地下水学会 企業冠賞規程

2025年11月1日 制定

2026年4月1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下「この法人」という）が行う企業冠賞の表彰に関する必要事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この賞は、原則として、特定寄附金として若手研究奨励・支援等を特定目的に指定された寄附者の名称等を冠とする賞とする。

(対象者)

第3条 この賞の対象者は、以下のいずれかの条件を満たす、学部および大学院博士前期課程（修士課程）の正会員または準会員とする。

- ① 「若手地下水研究助成」奨励賞の受賞者
- ② 春季講演会での若手優秀講演賞の受賞者
- ③ 秋季講演会での若手優秀講演賞の受賞者

(表彰の手順と方法)

第4条 表彰者は、表彰委員会において、所定の時期に表彰の対象者を選考し、理事会で承認を得て、表彰者を決定する。

2. 表彰委員会は、第3条各項に示す対象者から、選考により各1名、毎年度合計3名以内を選考する。

3. 表彰はこの法人が主催する学術講演会にて実施される。学術講演会での表彰が困難な場合等、不測の事態が生じた場合は、理事会にて表彰の方法を決定する。

(表彰内容)

第5条 受賞者には以下を授与する。

- ① 表彰状
- ② 副賞（賞金3万円）

(企業との関係)

第6条 本賞は若手研究奨励・支援等を目的とする、特別会員等からの寄附金により運営される。

2. 寄附者は選考には関与しない。

(附則)

第7条 この規程の制定または改定は、理事会で決定する。

第8条 この規程は、2026年4月1日から施行する。

第9条 この規程は、改定のあった日をもって有効とする。